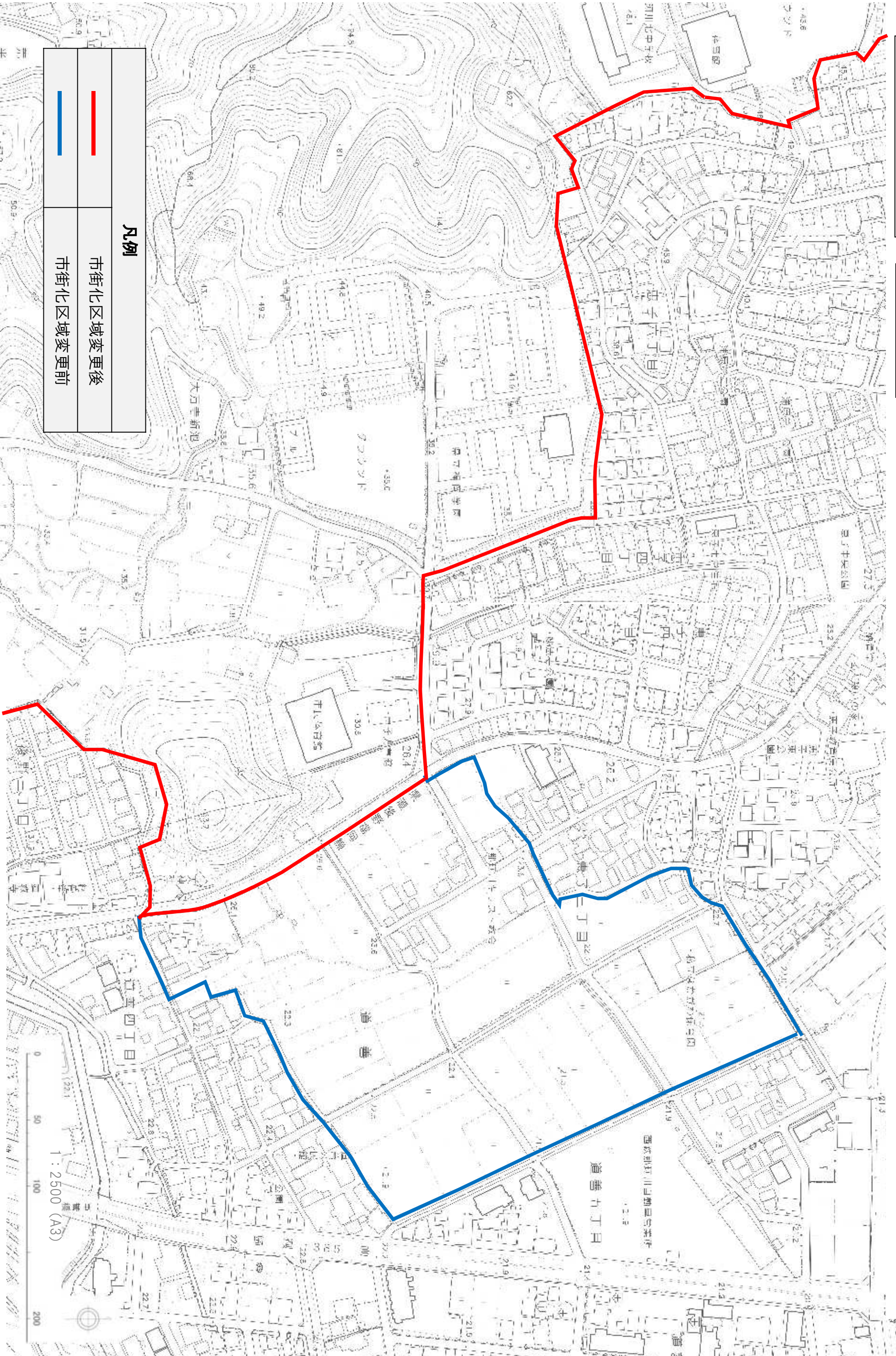




計画図

即5



凡例

	市街化区域変更後
	市街化区域変更前

第3813号議案

2都第3122号
福岡県都市計画審議会 殿

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の事項について付議します。

北九州広域都市計画区域区分の変更について

令和3年2月10日

福岡県知事職務代理者
福岡県副知事 服部 誠太郎

北九州広域都市計画区域区分の変更

北九州広域都市計画区域区分を次のように変更する。

(変更内容及び変更理由)

別紙の通り

北九州広域都市計画

区域区分の変更

令和3年 月 日 告示

福岡県

北九州広域都市計画区域区分の変更（福岡県決定）

都市計画区域区分を次のように変更する。

1 市街化区域及び市街化調整区域の区分

「計画図表示のとおり」

2 人口フレーム

区 分	年 次	平成27年 (基準年)	令和7年 (基準年の10年後)
都市計画区域内人口	都市計画区域内人口	1,036千人	984千人
	市街化区域内人口	990千人	944千人
	配分する人口	-	939千人
	保留する人口	-	5千人
	(特定保留)	-	0人
	(一般保留)	-	5千人

(注) 四捨五入の関係で計算が合わない場合がある。

理 由
別紙のとおり

理 由 書

本都市計画区域は「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」における「区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針」として、「区域区分」を定めることとしています。

今回の見直しは、平成29年度に実施した都市計画に関する基礎調査に基づき、人口フレームの変更を行うものです。

第3814号議案

2都第3122号
福岡県都市計画審議会 殿

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の事項について付議します。

久留米小郡都市計画区域区分の変更について

令和3年2月10日

福岡県知事職務代理者
福岡県副知事 服部 誠太郎

久留米小郡都市計画区域区分の変更

久留米小郡都市計画区域区分を次のように変更する。

(変更内容及び変更理由)

別紙の通り

久留米小郡都市計画

区域区分の変更

令和3年 月 日 告示

福岡県

久留米小郡都市計画区域区分の変更（福岡県決定）

都市計画区域区分を次のように変更する。

1 市街化区域及び市街化調整区域の区分

「計画図表示のとおり」

2 人口フレーム

区分	年次	平成27年 (基準年)	令和7年 (基準年の10年後)
都市計画区域内人口	都市計画区域内人口	298千人	298千人
	市街化区域内人口	246千人	254千人
	配分する人口	-	253千人
	保留する人口	-	1千人
	(特定保留)	-	0人
	(一般保留)	-	1千人

(注) 四捨五入の関係で計算が合わない場合がある。

理由
別紙のとおり

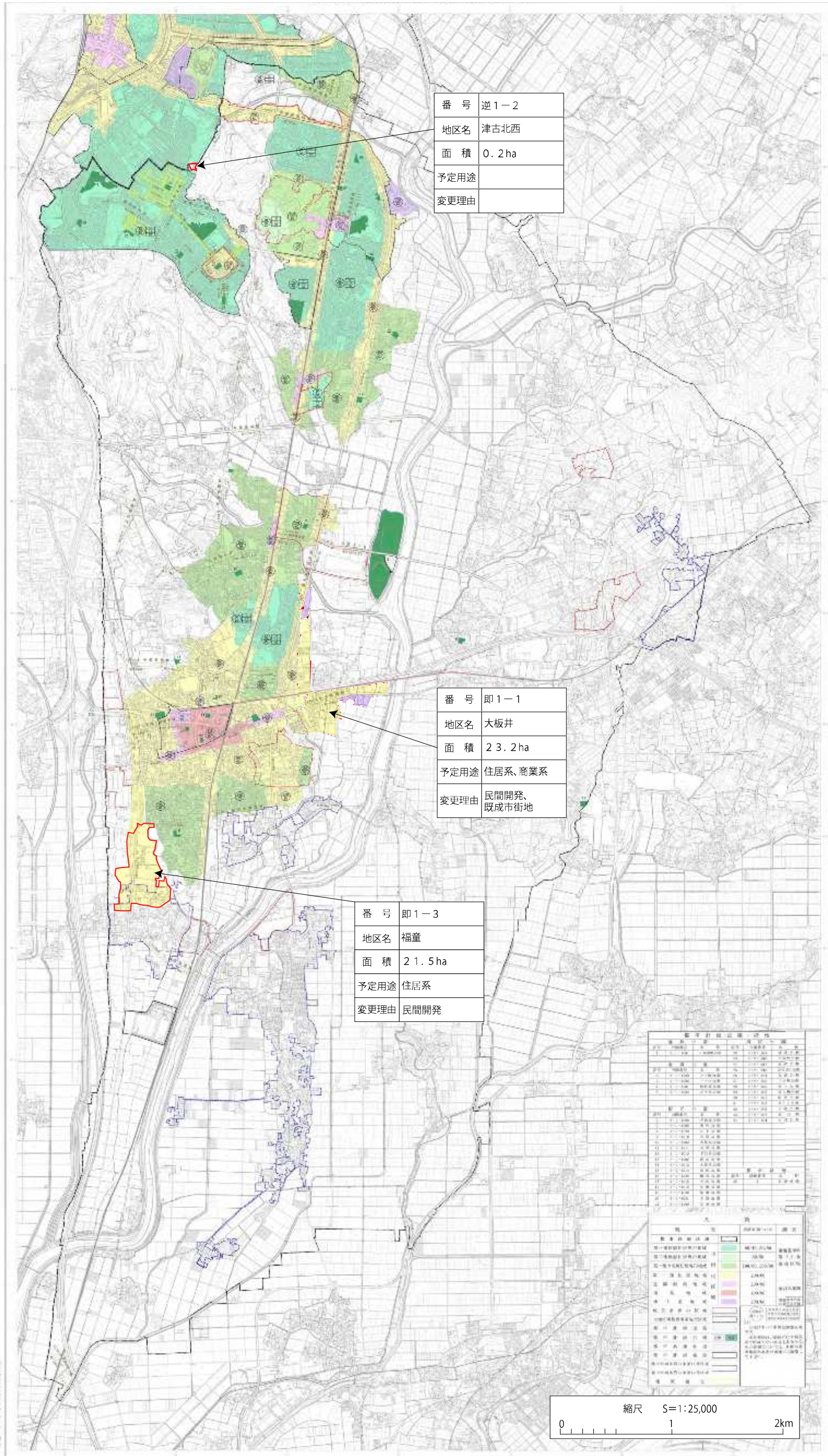
理 由 書

本都市計画区域は「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」における「区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針」として、「区域区分」を定めることとしています。

今回の見直しは、平成29年度に実施した都市計画に関する基礎調査に基づき、人口フレームの変更を行うとともに、保留された人口フレーム内で、計画的な市街化が確実と見込まれる2地区について市街化区域に編入する他、今後の都市的土地利用が見込まない1地区について市街化調整区域に編入するものです。

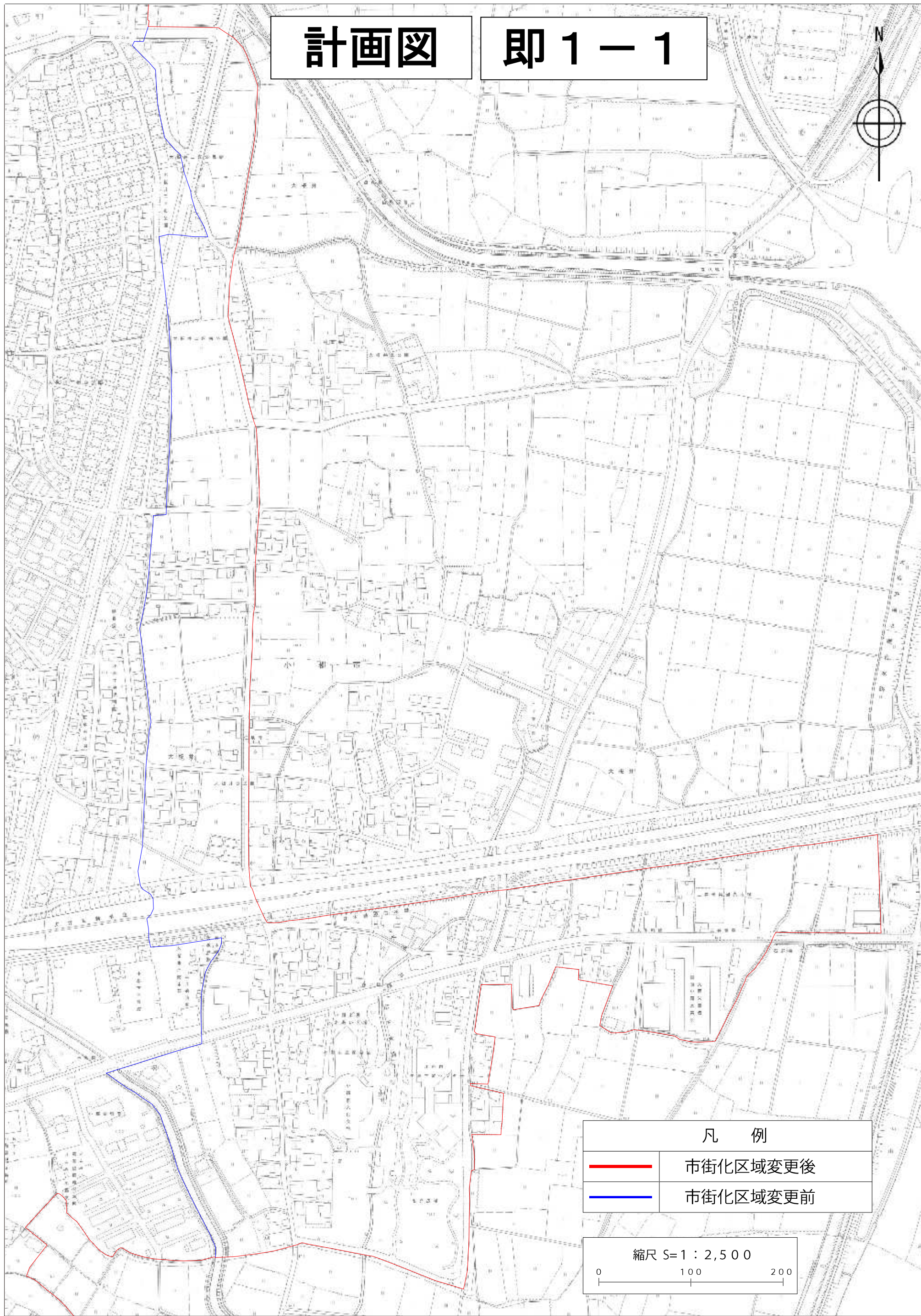
総括図



(1/25,000)

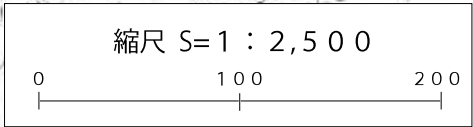


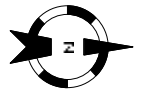
計画図

即 1 - 1



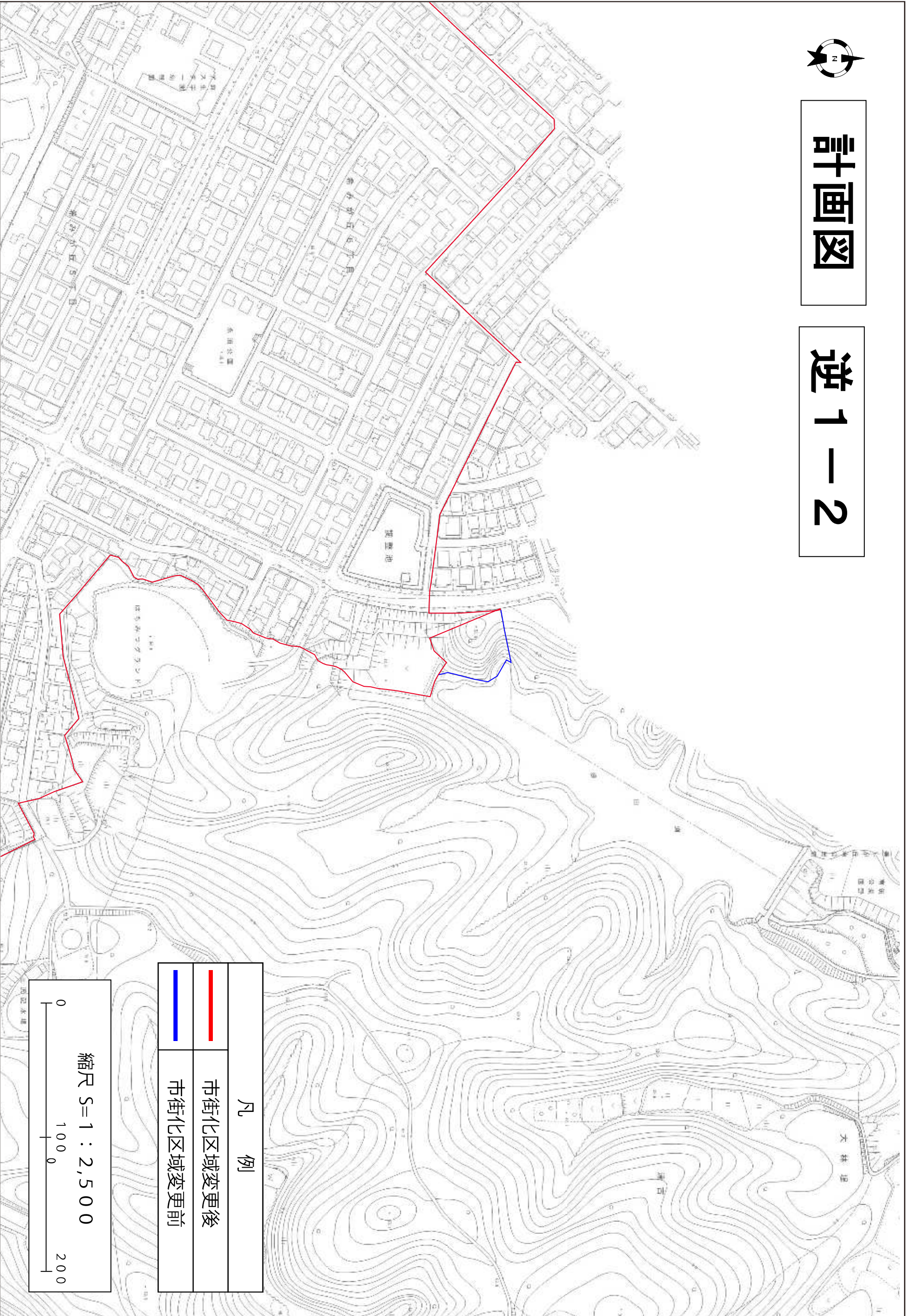
凡 例	
	市街化区域変更後
	市街化区域変更前



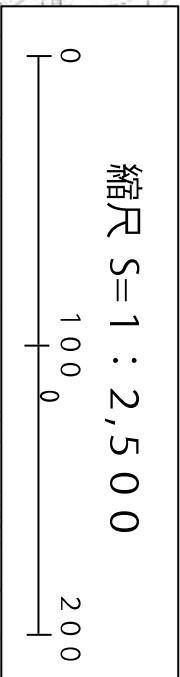


計画図

逆1-2





凡 例	
	市街化区域変更後
	市街化区域変更前

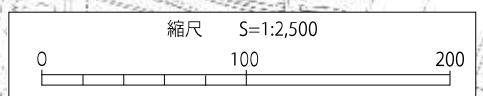
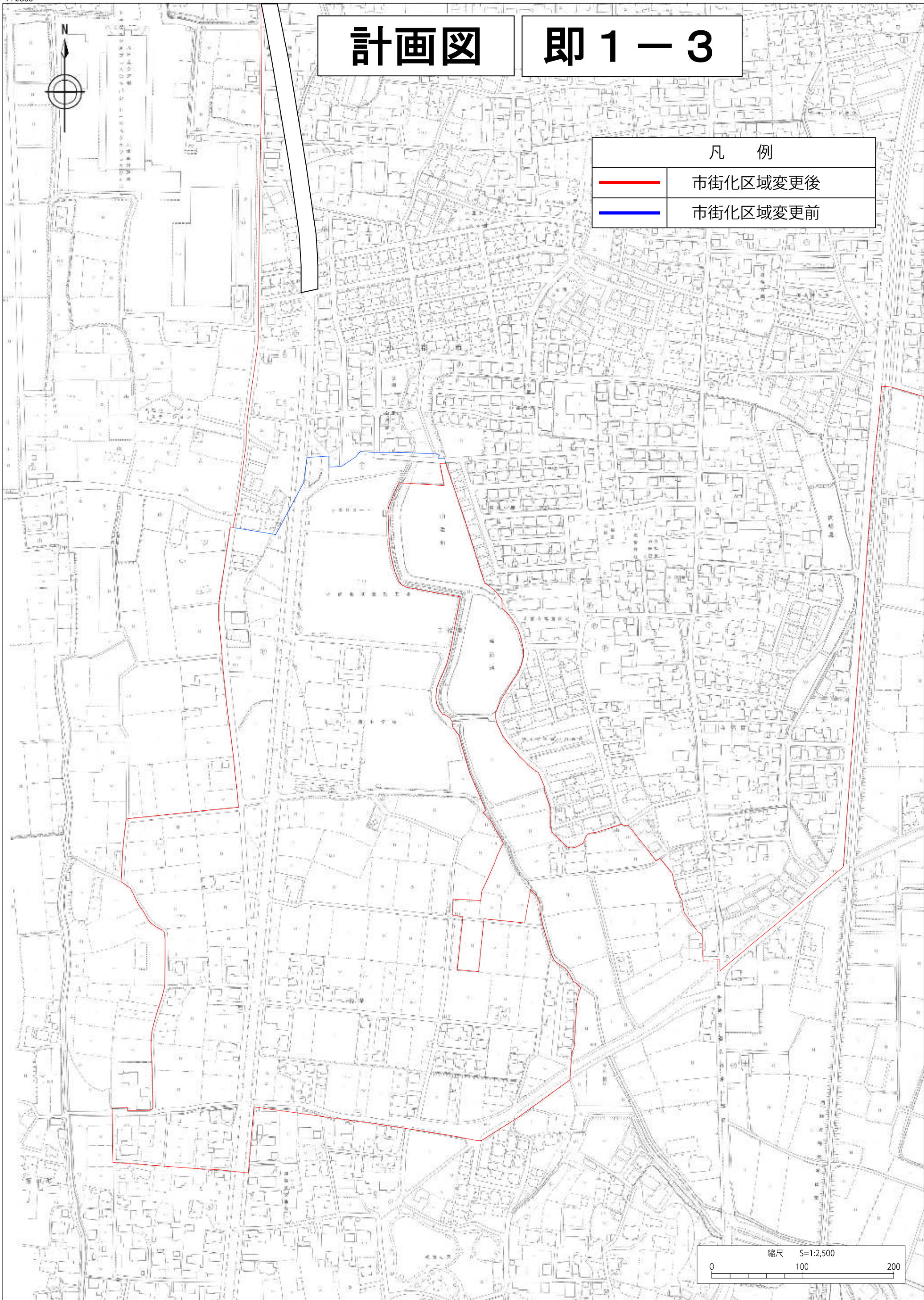


計画図

即 1 - 3

凡 例

	市街化区域変更後
	市街化区域変更前



第3815号議案

2都第3122号
福岡県都市計画審議会 殿

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の事項について付議します。

大牟田都市計画区域区分の変更について

令和3年2月10日

福岡県知事職務代理者
福岡県副知事 服部 誠太郎

大牟田都市計画区域区分の変更

大牟田都市計画区域区分を次のように変更する。

(変更内容及び変更理由)

別紙の通り

大牟田都市計画

区域区分の変更

令和3年 月 日 告示

福岡県

大牟田都市計画区域区分の変更（福岡県決定）

都市計画区域区分を次のように変更する。

1 市街化区域及び市街化調整区域の区分

「計画図表示のとおり」

2 人口フレーム

区 分	年 次	平成27年 (基準年)	令和7年 (基準年の10年後)
都市計画区域内人口	都市計画区域内人口	127千人	115千人
	市街化区域内人口	114千人	104千人
	配分する人口	-	104千人
	保留する人口	-	0人
	(特定保留)	-	0人
	(一般保留)	-	0人

(注) 四捨五入の関係で計算が合わない場合がある。

理 由
別紙のとおり

理 由 書

本都市計画区域は「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」における「区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針」として、「区域区分」を定めることとしています。

今回の見直しは、平成29年度に実施した都市計画に関する基礎調査に基づき、人口フレームの変更を行うものです。